

「特定保険医療材料」解説

特材算定ハンドブック

レセ電コード付

令和8年6月版

監修 川村 雅文

医療材料実務研究会

序 文

手術等に使用される医療用材料は、従来特定治療材料とされてきましたが、平成6年4月における診療報酬改定で特定保険医療材料となりました。官報に告示される形式は分野名によるものであり、内容はわかりづらいものです。材料を直接見る機会の少ない事務職にとって、特定保険医療材料は保険医療の中でも難解な部類に入ると考えられます。少しでも理解しやすくかつ保険請求が適正に行われることを念願して本書を企画しました。執筆に当たっては、各分野における優秀な臨床医による医療材料実務研究会を組織し、制作いたしました。

本書の特徴は次のとおりです。

- (1) 医療保険の視点で特定保険医療材料をまとめている
- (2) 医療のICT化に質し、レセプト電算処理マスターで使用する各マスターに準拠している
- (3) 分野（もしくは機能区分）ごとに、保険請求の留意事項（本書では保険メモ）、主な適応、関連手技を確認できる
- (4) 前版（令和6年6月版）から追加・廃止等のあった分野（もしくは機能区分）について、巻頭にまとめて掲載をしている

特定保険医療材料は、診療行為の中で使用されるものです。診療行為が主であり特定保険医療材料は従となります。本書は特定保険医療材料を主軸にした図書のため、診療行為を関連手技等と表記して、あたかも従のような構成にしましたが、診療行為が主であることはいうまでもありません。まず関連手技等の項に注目していただき、つぎに主な適応疾患、保険メモ等の項を確認していただければと思います。

現場の方々の視点で制作したつもりですが、ご意見があればぜひ出版元に連絡をお願いいたします。次版以降の改善につなげさせていただきます。また、特定保険医療材料の個々の製品については、同じ出版元が販売している「特材品目・算定データベース」を参照ください。

本書が特定保険医療材料の理解、ひいては特定保険医療材料の適正な使用の一助になれば、これに勝る喜びはありません。

令和8年6月

医療材料実務研究会 著者一同

令和8年年度診療報酬改定に伴う機能区分の見直しについて

1 細分化及び合理化について

① 001 血管造影用シースイントロドューサーセット【細分化】

旧機能区分	新機能区分
001 血管造影用シースイントロドューサーセット (1) (略) (2) 蛇行血管用 (3)~(5) (略)	001 血管造影用シースイントロドューサーセット (1) (略) (2) 蛇行血管用 (3)~(5) (略) (6) 心腔内リード等送達用 ① 標準型 ② 特殊型

・「蛇行血管用」のうち、植込式心臓ペースメカ用リード、植込型除細動器用カテーテル電極を送達に特化して使用されるものがあることから、該当する製品の薬事の使用目的等を踏まえ、細分化する。

② 057 人工股関節用材料【細分化】

旧機能区分	新機能区分
057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 ① (略) ② 白蓋形成用カップ (間接固定型) ③~⑤ (略) (2)~(3) (略)	057 人工股関節用材料 (1) 骨盤側材料 ① (略) ② 白蓋形成用カップ (間接固定型) ア 標準型 イ デュアルモビリティ用 ③~⑤ (略) (2)~(3) (略)

・デュアルモビリティ用の白蓋形成用カップで間接固定で使用する製品があることから、機能区分を細分化する。

③ 061 固定用内副子（プレート）【細分化】

旧機能区分	新機能区分
061 固定用内副子（プレート） (10)その他のプレート ①標準 ア（略） イ 下顎骨・骨盤再建用 ウ 下顎骨用 エ 人工顎関節用 オ 頭蓋骨閉鎖用	061 固定用内副子（プレート） (10)その他のプレート ①標準 ア（略） イ 下顎骨等再建用 ウ 骨盤再建用 エ 肋骨再建用 オ 下顎骨用（患者適合型） カ 人工顎関節用 キ 頭蓋骨閉鎖用

・薬事承認上、骨盤専用、肋骨専用のプレートが存在するため、上記のとおり機能区分を細分化する。

④ 079 骨セメント【細分化】

旧機能区分	新機能区分
079 骨セメント (1)～(2)（略） (3)脊椎・大腿骨頸部用 (4)（略）	079 骨セメント (1)～(2)（略） (3)脊椎用 (4)（略） (5)大腿骨頸部用

・薬事上の使用目的を踏まえ、「大腿骨頸部用」として使用されるものを細分化する。

⑤ 086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード【細分化】

旧機能区分	新機能区分
086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード (1)リードセット ① 4極又は8極 ②（略） (2)アダプター	086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード (1)リードセット ① 4極又は8極 ア 脳・脊髄刺激装置用 イ 仙骨神経刺激装置用 ②（略） (2)アダプター

・薬事上の使用目的を踏まえ、脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リードの「リードセット・4極又は8極」を「脳・脊髄刺激装置用」と「仙骨神経刺激装置用」に細分化する。アダプターについては、脳・脊髄刺激装置用しか存在しないことから細分化は行わないこととする。

⑥ 132 ガイディングカテーテル【細分化】

旧機能区分	新機能区分
132 ガイディングカテーテル (1)~(2) (略) (3)その他血管用 (4)~(5) (略)	132 ガイディングカテーテル (1)~(2) (略) (3)その他血管用 ①標準型 ②橈骨動脈穿刺対応型 (4)~(5) (略)

- ・ガイディングカテーテル・その他血管用に含まれる製品のうち、橈骨動脈穿刺に対応するものがあり、添付文書からも読み取れることから、機能区分として細分化する。

⑦ 193 補助循環用ポンプカテーテル【細分化】

旧機能区分	新機能区分
193 補助循環用ポンプカテーテル	193 補助循環用ポンプカテーテル ①通常型 ②高流量型

- ・低心機能患者等には「高流量型」が使用されており、構造や使用実態を踏まえて細分化する。

⑧ 201 膀胱用瘻孔形成補綴材留置システム 231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム【合理化】

旧機能区分	新機能区分
201 膀胱用瘻孔形成補綴材留置システム	(削除)
231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム	231 消化器用瘻孔形成ドレナージシステム

- ・「201 膀胱用瘻孔形成補綴材留置システム」を削除する。
- ・薬事の一般的名称変更に伴い、機能区分名を変更する。

2 名称の変更について

臨床での使用目的を踏まえ、機能区分の名称を変更する。

旧機能区分	新機能区分
212 ペプチド由来吸収性局所止血材	212 消化管内視鏡用止血材
232 鈣物由来吸収性局所止血材	(1)ペプチド由来吸収性局所止血材
233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材	(2)鈣物由来吸収性局所止血材
	(3)アミノ酸由来非吸収性局所止血材

凡 例

本書は、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和8年3月5日厚生労働省告示第73号）のうち、別表Ⅰ（在宅医療）と別表Ⅱ（医学管理等、検査、画像診断、投薬、注射、処置、手術、麻酔、放射線治療）の特定保険医療材料に、通知で示される定義、保険上の留意事項等と主な適応疾患、関連手技等を加えて、材料価格基準告示の分野番号順に配した図書である。

1. 本書は分野ごとに、以下の事項を別表Ⅱ、別表Ⅰの順に掲載している。

分野番号・特定保険医療材料名（分野名）

材料価格基準告示の分野番号と特定保険医療材料名を掲載した。機能区分が多岐にわたるものについては細分化した。なお、欠番の分野番号は省略した。

一般名・目的

「特定保険医療材料の定義について」（令和8年3月5日保医発0305第4号）で示される一般の名称と定義を掲載した。原則一般的名称が4名称を超えた場合は、付録参照とした。

機能区分

分類されている区分数を掲載し、個々の機能区分の事項を掲載した。なお、欠番の機能区分番号は省略した。

個々の機能区分には次の事項を掲載した。

- 1) 機能区分名
- 2) 指定承認番号が設定されており、経過措置が定められているものには **指定** を付し、欄外にその材料価格を掲載
- 3) 「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和8年3月5日厚生労働省告示第69号）の医科診療報酬点数表第2章第10部手術の「通則21」に定められている「再製造単回使用医療機器使用加算」の対象となるものについては **通21** を付し、欄外に再掲
- 4) 診療報酬明細書に記載できる略称を **略称** を付して掲載
- 5) レセプト電算処理システム特定器材マスターのコードを **レセ** を付して掲載
- 6) 材料価格
- 7) 個々の機能区分に対する定義

保険メモ

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和8年3月5日保医発0305第1号）で示される、分野ごとの留意事項を掲載した。原則原文のままの掲載としたが、一部文意を損ねない範囲で改変した。

主な適応

特定保険医療材料が使用される主な傷病名を例示した。傷病名はレセプト電算処理システム傷病名マスターの表記に準拠しているため、本書の他の箇所とで一部漢字の不一致がある（例：頸部と頸部）。

本書に掲載した傷病名は例示であり、掲載している傷病名以外の傷病名が保険診療で認められないというものではない。

関連手技等

特定保険医療材料が使用される主な診療行為を例示した。

本書に掲載した診療行為は例示であり、掲載している診療行為以外に使用できないというものではない。

掲載した診療行為の算定上の留意事項は「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発0305第6号）より抜粋した。紙面の都合上全てを掲載していないので、算定にあたっては上記通知を参照すること。

製品写真・イラスト

当該特定保険医療材料の写真等を参考として掲載した。写真等の下に、製品名：会社名：機能区分略称を記載した。掲載する製品の選択、掲載する分野については特に基準は設けていない。

解説

当該特定保険医療材料及び使用される疾患等の説明を簡潔に示した。

2. 目次には、分野番号、分野名及び機能区分名を掲載した。

3. 巻末に付録として、以下の内容を掲載した。

- ◇薬事法上の類別・一般的名称
- ◇分野名索引
- ◇略称索引
- ◇レセ電コード索引

4. 本書は診療報酬の算定について補助・支援するものであり、診療報酬請求・審査上の妥当性を保証するものではない。

目次

医学管理等・検査・画像診断・ 投薬・注射・処置・手術・麻酔・ 放射線治療用特定保険医療材料

001	血管造影用シースイントロデューサー セット 3	(1)標準 ①太径 ②細径 (2)バルーン付 ①太径 ②細径 (3)近赤外線分光法機能付き
	(1)一般用 ①標準型 ②特殊型 (2)蛇行血管用 (3)選択的導入用（ガイディングカテ テルを兼ねるもの） (4)心腔内及び大動脈デバイス用 ①標準型 ②特殊型 ア 65cm未満 イ 65cm以上 (5)遠位端可動型 (6)心腔内リード等送達用 ①標準型 ②特殊型	008 血管内視鏡カテーテル 16
002	ダイレーター 7	009 血管造影用カテーテル 17
003	動脈圧測定用カテーテル 8	(1)一般用 (2)脳血管・腹部血管専用型 (3)バルーン型(I) ①一般用 ②脳血管・腹部血管専用型 (4)バルーン型(II) (5)心臓マルチパーパス型 (6)サイジング機能付加型
004	冠状静脈洞内血液採取用カテーテル 10	010 血管造影用マイクロカテーテル 19
005	サーモダイリレーション用カテーテル 11	(1)オーバーザワイヤー ①選択的アプローチ型 ア ブレードあり イ ブレードなし ②造影能強化型 ③デタッチャブルコイル用 (2)フローダイレクト (3)遠位端可動型治療用 (4)気管支バルブ治療用
	(1)一般型 ①標準型 ア 標準型 イ 輸液又はペーシングリード用 ルーメンあり ②混合静脈血酸素飽和度モニター機 能あり ③ペーシング機能あり (2)連続心拍出量測定機能あり ①混合静脈血酸素飽和度モニター機 能あり ②混合静脈血酸素飽和度モニター機 能なし (3)一側肺動脈閉塞試験機能あり	011 心臓造影用センサー付カテーテル 22
006	体外式連続心拍出量測定用センサー 13	012 血管造影用ガイドワイヤー 23
007	血管内超音波プローブ 14	(1)交換用 (2)微細血管用
		013 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイ ドワイヤー 25
		(1)一般用 (2)複合・高度狭窄部位用
		014 冠動脈造影用センサー付ガイドワイ ヤー 26
		(1)フローセンサー型 (2)コンビネーション型
		015 弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー 28
		(1)ガイドワイヤー (2)僧帽弁誘導用スタイレット
		016 テクネシウム ^{99m} ガス吸入装置用患者吸 入セット 29
		017 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテー テル 29
		018 削除

- 019 携帯型ディスプレイ注入ポンプ 30
 (1)化学療法用
 (2)標準型
 (3)PCA型
 (4)特殊型
- 020 削除
- 021 中心静脈用カテーテル 32
 (1)中心静脈カテーテル
 ①標準型
 ア シングルルーメン
 イ マルチルーメン
 ②抗血栓性型
 ③極細型
 ④カフ付き
 ⑤酸素飽和度測定機能付き
 ⑥抗菌型
 (2)末梢留置型中心静脈カテーテル
 ①標準型
 ア シングルルーメン
 イ マルチルーメン
 ②特殊型
 ア シングルルーメン
 イ マルチルーメン
- 022 削除
- 023 涙液・涙道シリコンチューブ 37
- 024 脳・脊髄腔用カニューレ 37
 (1)排液用
 ①皮下・硬膜外用
 ②頭蓋内用
 ③脊髄クモ膜下腔用
 (2)脳圧測定用
- 025 套管針カテーテル 39
 (1)シングルルーメン
 ①標準型
 ②細径穿刺針型
 (2)ダブルルーメン
 (3)特殊型
- 026 栄養カテーテル 40
 (1)経鼻用
 ①一般用
 ②乳幼児用
 ア 一般型
 イ 非DEHP型
 ③経腸栄養用
 ④特殊型
 (2)腸瘻用
- 027 気管内チューブ 42
 (1)カフあり
 ①カフ上部吸引機能あり
 ②カフ上部吸引機能なし
 (2)カフなし
- 028 胃管カテーテル 43
 (1)シングルルーメン
 (2)ダブルルーメン
 ①標準型
 ②特殊型
 (3)マグネット付き
- 029 吸引留置カテーテル 44
 029(1) 能動吸引型 44
 ①胸腔用
 ア 一般型
 i 軟質型
 ii 硬質型
 イ 抗血栓性
 ②心嚢・縦隔穿刺用
 ③肺全摘術後用
 ④創部用
 ア 軟質型
 イ 硬質型
 ⑤サンプドレイン
 029(2) 受動吸引型 46
 ①フィルム・チューブドレイン
 ア フィルム型
 イ チューブ型
 ②胆膵用
 ア 胆管チューブ
 イ 胆嚢管チューブ
 ウ 膵管チューブ
- 030 イレウス用ロングチューブ 47
 (1)標準型
 ①経鼻挿入型
 ②経肛門挿入型
 (2)スプリント機能付加型
- 031 腎瘻又は膀胱瘻用材料 48
 (1)腎瘻用カテーテル
 ①ストレート型
 ②カテーテルステント型
 ③腎盂バルーン型
 (2)膀胱瘻用カテーテル
 (3)ダイレーター
 (4)穿刺針
 (5)膀胱瘻用穿孔針
- 032 経鼓膜換気チューブ 50
 (1)短期留置型
 (2)長期留置型
- 033 経皮的又は経内視鏡の胆管等ドレナージ用材料 50
 (1)カテーテル
 (2)ダイレーター

医学管理等・検査・画像診断・投薬・
注射・処置・手術・麻酔・
放射線治療用特定保険医療材料

001 血管造影用シースイントロデューサーセット

■一般名・目的

◆血管造影法、心臓血管造影、心臓カテーテル法等を行う際に、カテーテル等の挿入部位の確保を目的に使用するカテーテルである。◆血管造影等を目的に使用されるダイレーター、カテーテルシース、ガイドワイヤのうちいずれか又は全てを組み合わせたもの。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 10区分

(1)一般用

①標準型 2,130円

〔レセ〕738150000

(ア) 血管造影等を行う際に使用するもの。(イ) [一般用/特殊型]、[蛇行血管用]、[選択的導入用]、[[心腔内及び大動脈デバイス用]の全て]、[遠位端可動型]に該当しない。

②特殊型 2,130円

〔レセ〕738170000

(ア) 血管造影等を行う際に使用するもの。(イ) 血管造影等を行った後、装着したシースを透析の送血及び脱血に使用できるもの。

(2)蛇行血管用 2,680円

〔レセ〕738160000

(ア) 大腿動脈・腸骨動脈の蛇行が著明な患者に対し使用する(薬液注入又は血栓吸引に使用するものを含む)もの。(イ) 次のいずれかに該当すること。(i) シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているもの。(ii) ピールアウェイ機能(分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能である)を有するもの。(iii) カテーテル挿入口を2個以上有するもの。(iv) 多側孔付(10孔以上)のもの。(v) マーカーを有するもの。(ウ) [[心腔内リード等送達用]の全て]に該当しない。

(3)選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの) 18,100円

〔レセ〕710010001

(ア) 主として、心房・心室の検査において使用するもの。(イ) シース有効長が40cm以上のもの。(ウ) プリシェイプされているもの。

(4)心腔内及び大動脈デバイス用

①標準型 29,900円

〔レセ〕710010270

(ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカを植え込む際に使用するも

の。(イ) クランプ可能なピンチバルブ部、挿入するデバイスの径に応じ付け替え可能なキャップ又はその他の処置中の過度な出血を抑える構造を有する。

②特殊型

ア 65cm未満 65,900円

〔レセ〕710011163

(ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラフト付き)を留置する際又はリード一体型ペースメーカを植え込む際に使用するもの。(イ) 処置中の過度な出血を抑え、かつ複数のガイドワイヤ又はカテーテルを同時に挿入することのできるバルーン型バルブ構造を有する。(ウ) シースの耐キンク性を保持するためのコイル及び親水性コーティングを有する。(エ) シース作業長が65cm未満である。

イ 65cm以上 84,800円

〔レセ〕710011164

(ア) 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラフト付き)を留置する際又はリード一体型ペースメーカを植え込む際に使用するもの。(イ) 処置中の過度な出血を抑え、かつ複数のガイドワイヤ又はカテーテルを同時に挿入することのできるバルーン型バルブ構造を有する。(ウ) シースの耐キンク性を保持するためのコイル及び親水性コーティングを有する。(エ) シース作業長が65cm以上である。

(5)遠位端可動型 116,000円

〔レセ〕710010274

(ア) 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するもの。(イ) シース有効長が40cm以上のもの。(ウ) シースの遠位端が操作により180度以上屈曲する構造である。

(6)心腔内リード等送達用

①標準型 2,680円

〔レセ〕750110017

(ア) 植込式心臓ペースメーカ用リード又は植込型除細動器用カテーテル電極を心腔内に送達するために使用するもの。(イ) 次のいずれかに該当すること。(i) シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているもの。(ii) ピールアウェイ機能

(分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能である)を有するもの。(iii) カテーテル挿入口を2個以上有するもの。(iv) 多側孔付(10孔以上)のもの。(v) マーカーを有するもの。(vi) [心腔内リード等送達用/特殊型]に該当しない。

②特殊型 22,600円

〔レセ〕750110018

(ア) 植込式心臓ペースメーカー用リード又は植込型除細動器用カテーテル電極を心腔内に送達するために使用するもの。(イ) シース有効長が20cm以上40cm未満のものであり、プリシェイプされているもの。(ウ) マーカーを有するもの。

■保険メモ

- (1) 血管造影用シースイントロデューサーセットの材料価格には、ダイレクター、カテーテルシース及びガイドワイヤーの費用が含まれ別に算定できない。ただし、ダイレクターのみ使用する場合は、ダイレクターとして算定する。
 - (2) ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセットは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。
 - (3) 胸水・腹水シャントバルブの静脈側カテーテル、腹腔側カテーテル及び胸腔側カテーテルを挿入するシースイントロデューサーは、血管造影用シースイントロデューサーセットの蛇行血管用として算定する。
 - (4) 遠位端可動型は、経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。
 - (5) 心腔内リード等送達用は、植込式心臓ペースメーカー用リード又は植込型除細動器用カテーテル電極を心腔内に送達するために使用した場合に限り算定できる。
- [心房中隔穿刺針/高周波型/特殊型]については、心房中隔孔を作製することを目的として[血管造影用シースイントロデューサーセット/選択的導入用(ガイディングカテーテルを兼ねるもの)]と併せて使用した場合は、主たるもののみ算定できる。(参考:「177」心房中隔穿刺針の保険メモより)

■主な適応

〈共通〉冠動脈疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、心筋疾患、肺高血圧症、肺性心、不整脈、胸部大動脈瘤、腸骨動脈瘤、腹部大動脈瘤
 〈一般用/特殊型〉急性腎不全、慢性腎不全
 〈心腔内及び大動脈デバイス用〉腹部・腹部大動脈損傷、遠位弓部大動脈解離、急性大動脈

解離Stanford B、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄兼閉鎖不全症、右室流出路心外導管機能不全、肺動脈生体弁機能不全、(重度)肺動脈弁逆流症

〈心腔内リード等送達用〉洞不全症候群、徐脈性心房細動、第2度房室ブロック、第3度房室ブロック、完全房室ブロック、両心不全、重症心不全、心室頻拍、心室細動

■関連手技等

全ての機能区分

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

- | | |
|-----------|--------|
| 1 右心カテーテル | 3,600点 |
| 2 左心カテーテル | 4,000点 |

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

注2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験、冠動脈造影又はガイドワイヤを用いた冠微小循環の評価を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算、冠動脈造影加算又は冠微小循環評価加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点、1,400点又は150点を加算する。

注3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を実施した場合は、血管内超音波検査加算、血管内光断層撮影加算又は血管内近赤外線分光法検査加算として、400点を所定点数に加算する。

注4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。

注5 循環動態解析装置を用いて冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)として、7,200点を所定点数に加算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に

適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。

注7 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、血管内近赤外線分光法検査、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。

注8 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

注9 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

注10 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

E003 造影剤注入手技

3 動脈造影カテーテル法

- イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 4,320点
- ロ イ以外の場合 1,180点

4 静脈造影カテーテル法 3,600点

K546 経皮的冠動脈形成術

- 1 急性心筋梗塞に対するもの 36,000点
- 2 不安定狭心症に対するもの 22,000点
- 3 その他のもの 19,300点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K547 経皮的冠動脈粥腫切除術 28,280点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）

- 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの 24,720点
- 2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの 24,720点
- 3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの 24,720点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K549 経皮的冠動脈ステント留置術

- 1 急性心筋梗塞に対するもの 34,380点
- 2 不安定狭心症に対するもの 24,380点
- 3 その他のもの 21,680点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K550 冠動脈内血栓溶解療法 17,720点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K550-2 経皮的冠動脈血栓吸引術 19,640点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K561 ステントグラフト内挿術

- 1 血管損傷の場合 43,830点
- 2 1以外の場合

イ 胸部大動脈 56,560点

ロ 腹部大動脈（腸骨動脈の再建を伴うもの） 49,440点

ハ 腹部大動脈（その他のもの） 49,440点

ニ 腸骨動脈 43,830点

K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術

- 1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの 40,760点
- 2 その他のもの 34,370点

注1 三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。

注2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。

注3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

一般用／特殊型

J038 人工腎臓（1日につき）

- 1 慢性維持透析を行った場合1
 - イ 4時間未満の場合 1,856点
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,016点
 - ハ 5時間以上の場合 2,151点

- 2 慢性維持透析を行った場合2
 - イ 4時間未満の場合 1,816点
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合 1,976点
 - ハ 5時間以上の場合 2,106点

- 3 慢性維持透析を行った場合3
 - イ 4時間未満の場合 1,776点
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合 1,931点
 - ハ 5時間以上の場合 2,061点

- 4 その他の場合 1,560点

心腔内及び大動脈デバイス用

K555-2 経カテーテル弁置換術

- 2 経皮的大動脈弁置換術 39,060点
- 3 経皮的肺動脈弁置換術 39,060点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

- K597 ペースメーカー移植術
3 リードレスペースメーカーの場合 9,520点

心腔内リード等送達用

- K597 ペースメーカー移植術
1 心筋電極の場合 16,870点
2 経静脈電極の場合 9,520点

- K597-2 ペースメーカー交換術 4,000点

- K598 両心室ペースメーカー移植術
1 心筋電極の場合 31,510点
2 経静脈電極の場合 31,510点

- K598-2 両心室ペースメーカー交換術
1 心筋電極の場合 5,000点
2 経静脈電極の場合 5,000点

- K599 植込型除細動器移植術
1 心筋リードを用いるもの 31,510点
2 経静脈リードを用いるもの 31,510点
3 皮下植込型リードを用いるもの 24,310点

- 4 胸骨下植込型リードを用いるもの 24,310点

- K599-2 植込型除細動器交換術
1 心筋リードを用いるもの 7,200点
2 その他のもの 7,200点

- K599-3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術

- 1 心筋電極の場合 35,200点
2 経静脈電極の場合 35,200点
注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。

- K599-4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術

- 1 心筋電極の場合 7,200点
2 経静脈電極の場合 7,200点
注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。

■解説

シースイントロデューサーセットは、通常、血管内留置針あるいは金属性の外套管を有する穿刺針等の誘導針、ガイドワイヤー、ダイレーター(血管を拡張するカテーテル)、シース(挿入目的とするカテーテルより少し太いカテーテル)の4点で構成される。

シースは、従来の経皮的カテーテル法では挿入できなかった先端孔のない(側孔のみの)カテーテルの挿入や、シースを介して目的の違うカテーテルを入れ替えて挿入することが可能になった。

「112」ペースメーカーのリード一体型、「146」大動脈用ステントグラフト、「182」経カテーテル人工生体弁セット又は「215」経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラフト付き)を留置する際に使用するシースイントロデューサーは、本分野の心腔内及び大動脈デバイス用に区分されている。血管造影後にそのまま透析の送脱血に使用できる製品もあり、こちらは一般用/特殊型に区分されている。また、「113」植込式心臓ペースメーカー用リード、「118」植込型除細動器用カテーテル電極を留置する際に使用するものは蛇行血管用として区分されていたが、令和8年度改定により、新たに独立した機能区分に細分化された。

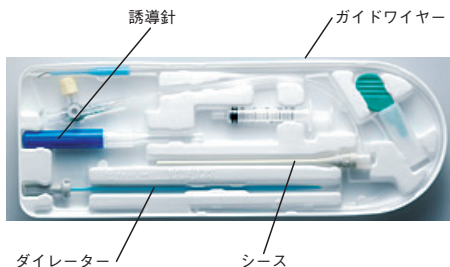
【留意事項通知由来のレセ電及び材料価格】

ペースメーカー用カテーテル電極用シースイントロデューサーセット 2,680円

(レセ) 739280000

胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー 2,680円

(レセ) 710010025



〈ラジフォーカス イントロデューサーⅡH：テルモ：一般用〉

015 弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー

■一般名・目的

◆一般的名称が弁拡張向けカテーテル用ガイドワイヤー及びスタイレットである。◆弁拡張・弁置換を目的としたカテーテルを心内の目的の部位まで誘導するために使用するガイドワイヤー又はスタイレットである。

■機能区分 2区分

(1)ガイドワイヤー 24,400円

レセ 733050000

弁拡張用カテーテルを目的の弁まで誘導するために使用するガイドワイヤーである。

(2)僧帽弁誘導用スタイレット 24,500円

レセ 733060000

左心房に誘導された弁拡張用カテーテルのバルーン部を僧帽弁口に誘導することを目的に使用するスタイレットである。

■主な適応

大動脈弁狭窄症、僧帽弁狭窄症、肺動脈弁狭窄症、肺動脈閉鎖症、大血管転位症、左心低形成症候群、右室低形成、肺高血圧症

■関連手技等

K555-2 経カテーテル弁置換術

2 経皮的大動脈弁置換術 39,060点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K556-2 経皮的大動脈弁拡張術 37,430点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K559-2 経皮的僧帽弁拡張術 34,930点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K570-2 経皮的肺動脈弁拡張術 34,410点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K570-4 経皮的肺動脈穿通・拡大術 35,080点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

【留意事項】心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症の患者に対して実施した場合に算定する。

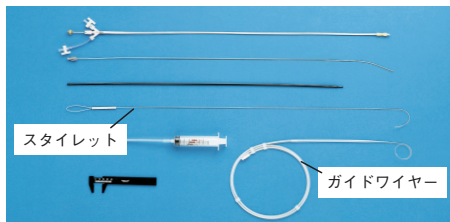
K573 心房中隔欠損作成術

1 経皮的心房中隔欠損作成術

イ ラッシュキンド法 16,090点

ロ スタティック法 16,090点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。



〈イノウエ・バルーン：東レ・メディカル：ガイドワイヤー+僧帽弁用スタイレット〉

■解説

経皮的に僧帽弁等を拡張又は置換する際に使用するガイドワイヤー及びスタイレットである。経皮的僧帽弁拡張術ではガイドワイヤーを心房中隔より左心房に挿入し、ダイレーターで心房中隔穿刺部を拡張後、ガイドワイヤーに沿って弁拡張用カテーテルを進め、その後ガイドワイヤーを抜去しスタイレットを弁拡張用カテーテルに挿入してバルーン部を僧帽弁口に誘導する。

在宅医療用
特定保険医療材料

在001 腹膜透析液交換セット

■一般名・目的

◆腹膜透析療法を実施する際に使用する交換キット又は回路である。◆一般的名称は付録参照。

■機能区分 4区分

(1)交換キット 554円

〔レセ〕732670000

腹膜透析用接続チューブ、腹膜透析液容器若しくは回路のいずれか又は全部を接続又は切り離しすることを目的に使用するセット（キャップ又は銅板（ウエハー）を含む）である。

(2)回路

①Yセット 884円

〔レセ〕732680000

(ア) 次のいずれかに該当すること。(i) 腹膜透析を行う際に、腹膜透析用接続チューブと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。(ii) 腹膜透析液を追加することを目的にAPDセットと併用するチューブである。(iii) 連続携行式腹膜透析（CAPD）を実施している患者が、自動腹膜透析装置により腹膜透析液を交換する際に使用する延長用チューブである。(iv) APDセットに接続して、検体を採取することを目的に使用するチューブである。(v) 熱殺菌器を使用することにより短くなった接続チューブを延長するために使用するチューブである。(vi) 紫外線殺菌器又は熱殺菌器を使用している患者が、一時的に機器を用いず腹膜透析液の交換を行う際に、接続チューブに接続するチューブである。(イ) [APDセット]、[IPDセット] に該当しない。

②APDセット 5,470円

〔レセ〕732690000

落差又はポンプ圧を利用した自動腹膜灌流装置を用いて腹膜透析を行う際に、腹膜透析用接続チューブと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。

③IPDセット 1,040円

〔レセ〕732700000

緊急時に自動腹膜灌流装置を用いず腹膜透析を行う際に、腹膜透析用カテーテルと腹膜透析液容器又は排液用容器を接続することを目的に使用するチューブである。

■保険メロ

(1) 交換キットは、キャップ又はクラムシェルの場合は1個を、ウエハーの場合は2枚を1キットとし、1交換当たり1キットを限度と

して算定する。

- (2) 交換キットは、自動腹膜透析装置を使用する場合は、APDセット1個当たり4キット分を限度として算定する。
- (3) 交換キットは、バッグ再利用式（排液バッグ付き腹膜透析液又は回路を使用しない方法）により腹膜透析液を交換した場合は、1交換当たり2キット分を限度として算定する。

■主な適応

慢性腎不全，急性腎不全

■関連手技等

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料

1 在宅自己腹膜灌流指導管理料1

4,000点

2 在宅自己腹膜灌流指導管理料2

1,500点

注1 在宅自己腹膜灌流指導管理料1については、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連続携行式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

注2 当該指導管理料1を算定する同一月内に区分番号J038に掲げる人工腎臓又はJ042に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

注3 注1に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月1回に限り115点を所定点数に加算する。

注4 在宅自己腹膜灌流指導管理料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該指導管理料1を算定している他の保険医療機関の求めに応じて指導管理を行った場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

【留意事項】(1)「注1」の「頻回に指導管理を行う必要がある場合」とは、次のような患者について指導管理を行う場合をいう。

ア 在宅自己連続携行式腹膜灌流の導入期にあるもの

イ 糖尿病で血糖コントロールが困難であ

るもの

- ウ 腹膜炎の疑い、トンネル感染及び出口感染のあるもの
- エ 腹膜の透析効率及び除水効率が著しく低下しているもの
- オ その他医師が特に必要と認めるもの
- (2) 1か月に2回以上在宅自己腹膜灌流指導管理料1を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に(1)のAからオまでの中から該当するものを明記する。
- (3) 在宅自己腹膜灌流指導管理料1を算定している患者（入院中の患者を除く。）は週1回を限度として、「J038」人工腎臓又は「J042」腹膜灌流の1の連続携行式腹膜灌流のいずれか一方を算定できる。なお、当該管理料を算定している患者に対して、他の医療機関において連続携行式腹膜灌流を行っても、当該所定点数は算定できない。また、当該管理料を算定している患者に対して、他の保険医療機関において人工腎臓を行った場合は、診療報酬明細書の摘要欄に「J038」人工腎臓を算定している他の保険医療機関名及び他の保険医療機関での実施の必要性を記載すること。
- (4) 遠隔モニタリング加算は、以下の全てを実施する場合に算定する。
- ア 注流量、排流量、除水量、体重、血圧、体温等の状態について継続的なモニタリングを行うこと。
- イ モニタリングの状況に応じて、適宜患者に来院を促す等の対応を行うこと。
- ウ 当該加算を算定する月にあつては、モニタリングにより得られた所見等及び行った指導管理の内容を診療録に記載すること。
- エ モニタリングの実施に当たっては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応すること。
- (5) 在宅自己腹膜灌流指導管理料2は、在宅自己腹膜灌流指導管理料1を算定する他の保険医療機関において当該患者が(1) Aからオのいずれかに該当すると判断された場合であつて、当該他の保険医療機関の求めを受けて指導管理を行った場合に、一連の治療につき2回に限り算定できる。在宅自己腹膜灌流指導管理料2を算定する指導管理が過去に行われた患者については、病状の変化のため新たに(1) Aからオのいずれかに該当する事由が生じ当該他の保険医療

機関から求めがあつた場合に、当月又は前月に在宅自己腹膜灌流指導管理料2を算定していない場合に限り、新たに一連の治療につき2回まで算定できる。

- (6) 在宅自己腹膜灌流指導管理料2を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に(1)のAからオまでの中から該当するものを明記すること。

C154 紫外線殺菌器加算 360点

注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

【留意事項】在宅自己連続携行式腹膜灌流液交換用熱殺菌器を使用した場合には、紫外線殺菌器加算の点数を算定する。

C155 自動腹膜灌流装置加算 2,500点

注 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

■解説

腹膜透析は腎不全に対する有効な手段であり、連続携行式腹膜透析（CAPD）の開発により、患者が自分で腹膜透析を行えるようになった。1日4回程度、透析液を自ら交換する。腹膜透析液バッグの接続等に用いるキャップ、銅版（ウエハー）等関連用具を含む交換キット、バッグと接続チューブをつなぐ回路を腹膜透析液交換セットという。

回路については、次の通り。

1) 回路／Yセット 通常、CAPDは1日4回透析バッグを交換する。1回2Lの透析液を腹腔に注入し、約6時間、自由に行動ができる。Yセットはバッグ交換時に使うディスプレイチューブである。

2) 回路／APDセット 通常、8～12時間おきに自動腹膜透析装置を用いて透析液の交換に使う回路である。

3) 回路／IPDセット 緊急時に自動装置を用いず、落差を利用し、0.5～2Lの透析液交換を繰り返すための回路で、透析液バッグに接続するチューブ、腹腔へ透析液を注入又は排出するチューブ及び排出した透析液を排液するチューブからなる。

付 録

薬事承認・認証の類別・一般的名称……	439
分野名索引……	463
略称索引……	467
レセ電コード索引……	475

〈薬事承認・認証の類別・一般的名称〉

「001」血管造影用シースイントロデューサー セット

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテルイントロデューサキット」、「カテーテルイントロデューサ」、「ヘパリン使用カテーテルイントロデューサ」、「静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ヘパリン使用静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「イントロデューサ」、「中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ガイディング用血管内カテーテル」又は「止血弁付カテーテルイントロデューサ」であること。

「002」ダイレター

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテルイントロデューサキット」、「カテーテルイントロデューサ」若しくは「止血弁付カテーテルイントロデューサ」、又は類別が「機械器具(5)医療用拡張器」であって、一般的名称が「カテーテル拡張器」であること。

「003」動脈圧測定用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系動脈用カテーテル」又は「肺動脈用カテーテル」であること。

「004」冠状静脈洞内血液採取用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「冠状静脈洞内血液採取用カテーテル」であること。

「005」サーモダイリユーション用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓用カテーテル型電極」、「ヘパリン使用心臓用カテーテル型電極」、「サーモダイリユーション用カテーテル」、「ヘパリン使用サーモダイリユーション用カテーテル」、「酸素飽和度モニタ付サーモダイリユーション用カテーテル」又は「ヘパリン使用酸素飽和度モニタ付サーモダイリユーション用カテーテル」であること。

「006」体外式連続心拍出量測定用センサー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(2)内臓機能検査用器具」であって、一般的名称が「単回使用圧トランスデューサ」であること。

「007」血管内超音波プローブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系血管内超音波カテーテル」、「中心循環系血管内超音波カテーテル」又は「中心循環系血管内近赤外線カテーテル」であること。

「008」血管内視鏡カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(25)医療用鏡」であって、一般的名称が「軟性血管鏡」、「軟性動脈鏡」又は「ビデオ軟性血管鏡」であること。

「009」血管造影用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管造影用カテーテル」、「医薬品投与血管造影用カテーテル」、「中心循環系血管造影用カテーテル」、「ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル」、「血管造影キット」、「医薬品投与血管造影キット」、「心室向け心臓用カテーテル」、「医薬品投与マルチルーメンカテーテル」、「肺動脈用カテーテル」又は「非中心循環系血管内カテーテル」であること。

「010」血管造影用マイクロカテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「血管造影用カテーテル」、「医薬品投与血管造影用カテーテル」、「ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル」、「非中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル」、「中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル」、「血管造影キット」、「医薬品投与血管造影キット」、「非中心循環系血管内カテーテル」、「マイクロカテーテル」、「中心循環系マイクロカテーテル」又は「気管支用バルブ」であること。

「011」心臓造影用センサー付カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名

称が「中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「ヘパリン使用中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」であること。

【012】血管造影用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「一時的使用カテーテルガイドワイヤ」、「血管用カテーテルガイドワイヤ」、「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、「ヘパリン使用血管用カテーテルガイドワイヤ」、「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤ」であること。

【013】経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤ」であること。

【014】冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「心臓用カテーテル先端型流量式トランスデューサ」であること。

【015】弁拡張用カテーテル用ガイドワイヤー

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「弁拡張向けカテーテル用ガイドワイヤ及びスタイレット」であること。

【016】テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(10)放射線物質診療用器具」であって、一般的名称が「肺換気機能検査用テクネガス発生装置」であること。

【017】3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「直腸用チューブ」、「バリウム用浣腸キッ

ト」又は「バリウム注腸向け直腸用カテーテル」であること。

【019】携帯型ディスプレイ注入ポンプ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)医薬品注入器」であって、一般的名称が「加圧式医薬品注入器」又は「患者管理無痛法用輸液ポンプ」であること。

【021】中心静脈用カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心静脈用カテーテル」、「抗菌作用中心静脈用カテーテル」、「ヘパリン使用中心静脈用カテーテル」、「ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテル」、「中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ヘパリン使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「抗菌作用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット」、「一時的使用カテーテルガイドワイヤ」、「血管用カテーテルガイドワイヤ」、「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ」、「末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」又は「ヘパリン使用末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル」であること。

【023】涙液・涙道シリコンチューブ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「涙液・涙道シリコンチューブ」又は「ヘパリン使用涙液・涙道シリコンチューブ」であること。

【024】脳・脊髄腔用カニューレ

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「脳脊髄液用カテーテル」、「脳室向け脳神経外科用カテーテル」、「脳用カテーテル」、「開頭術用ドレナージキット」、「脳室用ドレナージキット」、「中枢神経系先端トランスデューサ付カテーテル」又は「頭蓋内圧測定用トランスデューサ付カテーテル」であること。

【025】套管針カテーテル

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(5)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「創用ドレナージ」、「胸部排液用チューブ」、

〈分野名索引〉

- 3管分離逆止弁付バルーン直腸カテーテル
017 29
PTAバルーンカテーテル 133(3) 264
- あ**
- アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプ
リ 235 405
胃管カテーテル 028 43
胃・食道静脈瘤圧迫止血用チューブ
096 176
イレウス用ロングチューブ 030 47
陰圧創傷治療用カートリッジ 180 350
陰圧創傷治療用カートリッジ 在014 433
植込型骨導補聴器 174 345
植込型骨導補聴器(直接振動型) 211 381
植込型除細動器 117 221
植込型除細動器用カテーテル電極
118 223
植込型心電図記録計 155 325
植込型舌下神経電気刺激装置 210 380
植込型脳・脊髄電気刺激装置 087 166
植込型迷走神経電気刺激装置 160 332
植込型輸液ポンプ 110 210
植込型輸液ポンプ用髄腔カテーテル
111 221
植込式心臓ペースメーカー用リード
113 214
栄養カテーテル 026 40
遠心式体外循環用血液ポンプ 125 239
横隔神経電気刺激装置 203 373
オープン型ステントグラフト 185 356
オクリュージョンカテーテル 133(6) 268
オプション部品 059 93
- か**
- ガイディングカテーテル 132 258
ガイドワイヤー 197 367
下肢再建用人工関節用材料 070 125
下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル
133(16) 280
カスタムメイド人工関節及びカスタムメイ
ド人工骨 071 126
下大静脈留置フィルターセット
133(4) 267
カプセル型内視鏡 148 312
冠状静脈洞内血液採取用カテーテル
004 10
- 冠動脈灌流用カテーテル 133(5) 268
冠動脈狭窄部貫通用カテーテル
130(2) 252
冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー
014 26
冠動脈用ステントセット 130(3) 253
機械弁 119 225
気管・気管支・大静脈ステント
094 174
気管支手術用カテーテル 186 357
気管支用充填材 179 350
気管支用バルブ 225 397
気管切開後留置用チューブ 038 58
気管内チューブ 027 42
吸引留置カテーテル 029 44
吸着型血液浄化器(β₂-ミクログロブリン
除去用) 040(3) 65
吸着型血液浄化器(β₂-ミクログロブリン
除去用) 在006(2) 423
吸着式血液浄化用浄化器(エンドトキシン
除去用) 047 74
吸着式血液浄化用浄化器(肝性昏睡用又は
薬物中毒用) 048 76
吸着式血液浄化用浄化器(閉塞性動脈硬化
症用) 209 379
胸郭変形矯正用材料 152 322
狭窄部貫通用カテーテル 133(15) 280
胸水・腹水シャントバルブ 109 209
局所陰圧閉鎖処置用材料 159 329
局所陰圧閉鎖処置用材料 在013 432
緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル
042 69
経カテーテル人工生体弁セット 182 353
経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラ
フト付き) 215 387
経鼓膜換気チューブ 032 50
経消化管胆道ドレナージステント
220 393
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
019 30
携帯型ディスポーザブル注入ポンプ
在007 423
頸動脈用ステントセット 133(14) 279
経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル
123 232
経皮的冠動脈形成術用カテーテル
130(1) 250

〈略称索引〉

- A**
- AB-01 (人工骨) 078 145
 AB-02 (人工骨) 078 145
 AB-04 (人工骨) 078 145
 AB-05 (人工骨) 078 145
 AB-06 (人工骨) 078 145
 AB-06-2 (人工骨) 078 145
 AB-06-3 (人工骨) 078 145
 AB-07 (人工骨) 078 145
 AB-10 (人工骨) 078 145
 AB-11 (人工骨) 078 145
 AB-13 (人工骨) 078 146
 AB-14 (人工骨) 078 146
 AB-14-2 (人工骨) 078 146
 AB-15 (人工骨) 078 146
 AB-16 (人工骨) 078 146
 AB-17 (人工骨) 078 146
 AB-19 (人工骨) 078 146
 AB-19-2 (人工骨) 078 146
 AB-19-3 (人工骨) 078 146
 AT-1 (人工足関節) 067 122
 AT-2 (人工足関節) 067 122
- C**
- CP-1 (カスタムメイド人工関節)
 071 126
 CP-2M (カスタム人工骨) 071 126
 CP-2S (カスタム人工骨) 071 126
 CQ (カスタムプレート) 071 126
 CQ-2 (カスタムプレート) 071 126
 CS採血カテ 004 10
- E**
- EB-1 (人工肘関節) 066 121
 EB-2 (人工肘関節) 066 121
 EC-1 (人工肘関節) 066 121
 EH-1-3 (人工肘関節) 066 121
 ER-3 (人工肘関節) 066 121
 EU-2 (人工肘関節) 066 121
- F**
- F1-a (固定用内副子) 060 96
 F1-b-2-2 (固定用内副子) 060 96
 F1-b-3 (固定用内副子) 060 96
 F1-b-4 (固定用内副子) 060 97
 F1-c-1 (固定用内副子) 060 97
 F1-c-2 (固定用内副子) 060 97
 F2-a-1 (固定用内副子) 061 104
 F2-a-2 (固定用内副子) 061 104
 F2-b-1 (固定用内副子) 061 104
 F2-b-2 (固定用内副子) 061 105
 F2-b-3 (固定用内副子) 061 105
 F2-b-4 (固定用内副子) 061 105
 F2-c (固定用内副子) 061 105
 F2-d-1 (固定用内副子) 061 105
 F2-d-2 (固定用内副子) 061 105
 F2-e (固定用内副子) 061 105
 F2-f (固定用内副子) 061 105
 F2-g (固定用内副子) 061 105
 F4-a (髓内釘) 073 130
 F4-c (髓内釘) 073 130
 F4-d (髓内釘) 073 130
 F4-e (髓内釘) 073 130
 F4-f (髓内釘) 073 130
 F4-g (髓内釘) 073 130
 F4-h-1 (髓内釘) 073 130
 F4-h-2 (髓内釘) 073 130
 F4-h-3 (髓内釘) 073 130
 F4-h-4 (髓内釘) 073 130
 F4-h-5 (髓内釘) 073 130
 F4-h-6 (髓内釘) 073 130
 F4-j (髓内釘) 073 131
 F4-k (髓内釘) 073 131
 F5-a (固定釘) 074 133
 F5-b (固定釘) 074 133
 F6-a-1 (金属線) 075 135
 F6-a-2 (金属線) 075 135
 F6-a-3 (金属線) 075 135
 F6-b (金属線) 075 135
 F7-a (金属ピン) 076 138
 F7-b-1 (金属ピン) 076 138
 F7-b-2 (金属ピン) 076 138
 F7-c-1 (金属ピン) 076 138
 F7-c-2 (金属ピン) 076 138
 F7-c-3 (金属ピン) 076 138
 F8 (靱帯) 077 143
 F9-a-1 (吸収性接合材) 080 154
 F9-a-2 (吸収性接合材) 080 154
 F9-a-3 (吸収性接合材) 080 154
 F9-b (吸収性接合材) 080 154
 F9-c (吸収性接合材) 080 154
 F9-d-1 (吸収性接合材) 080 154
 F9-g (吸収性接合材) 080 154
 F9-h-1 (吸収性接合材) 080 154

〈レセ電コード索引〉

特定器材コード	分野番号	告示名	頁
705040000	002	ダイレーター	7
710010001	001	血管造影用シースイントロデューサーセット／選択的導入用（ガイドリングカテーテルを兼ねるもの）	3
710010004	021	中心静脈用カテーテル／中心静脈カテーテル／標準型／シングルルーメン	32
710010006	040(5)	人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）／ヘモダイアフィルタ	68
710010007	063	固定用内副子用ワッシャー，ナット類／ワッシャー	112
710010009	064	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（固定型）	114
710010010	064	脊椎固定用材料／脊椎スクリュー（可動型）／標準型	114
710010011	094	気管・気管支・大静脈ステント／一時留置型／ストレート型	174
710010012	094	気管・気管支・大静脈ステント／永久留置型／標準型	174
710010014	124	ディスプレイザブル人工肺（膜型肺）／体外循環型（リザーバー機能あり）／一般用	235
710010015	124	ディスプレイザブル人工肺（膜型肺）／体外循環型（リザーバー機能なし）／一般用	235
710010016	129	補助人工心臓セット／体外型／成人用	246
710010018	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／一般型	253
710010019	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／救急処置型	253
710010022	135	尿路拡張用カテーテル／尿管・尿道用	292
710010023	135	尿路拡張用カテーテル／腎瘻用	292
710010025	001	胸・腹水シャントバルブカテーテル挿入用シースイントロデューサー	6
710010026	130(3)	心臓手術用カテーテル／冠動脈用ステントセット／再狭窄抑制型	253
710010027	133(10)	血管内手術用カテーテル／塞栓用コイル／コイル／水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	276
710010028	143	網膜硝子体手術用材料	300
710010035	006	体外式連続心拍出量測定用センサー	13
710010043	071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨(S)	126
710010044	071	カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨／カスタムメイド人工骨(M)	126
710010046	080	合成吸収性骨片接合材料／中空スクリュー	154
710010048	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／マイクロホン	171
710010049	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／送信コイル	171
710010050	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／送信ケーブル	171
710010051	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／マグネット	171
710010052	090	人工内耳用材料／人工内耳用ヘッドセット／接続ケーブル	171
710010053	110	植込型輸液ポンプ	210
710010055	131	経皮的心房中隔欠損閉鎖セット	257
710010056	090	人工内耳用ヘッドピース	172
710010057	090	人工内耳用ヘッドピースケーブル	172
710010058	090	ケーブル付き送信コイル（耳掛け型）	172
710010059	144	両室ペースング機能付き植込型除細動器／単極又は双極用／標準型	300
710010060	145	血管内塞栓促進用補綴材／肝動脈塞栓材	303